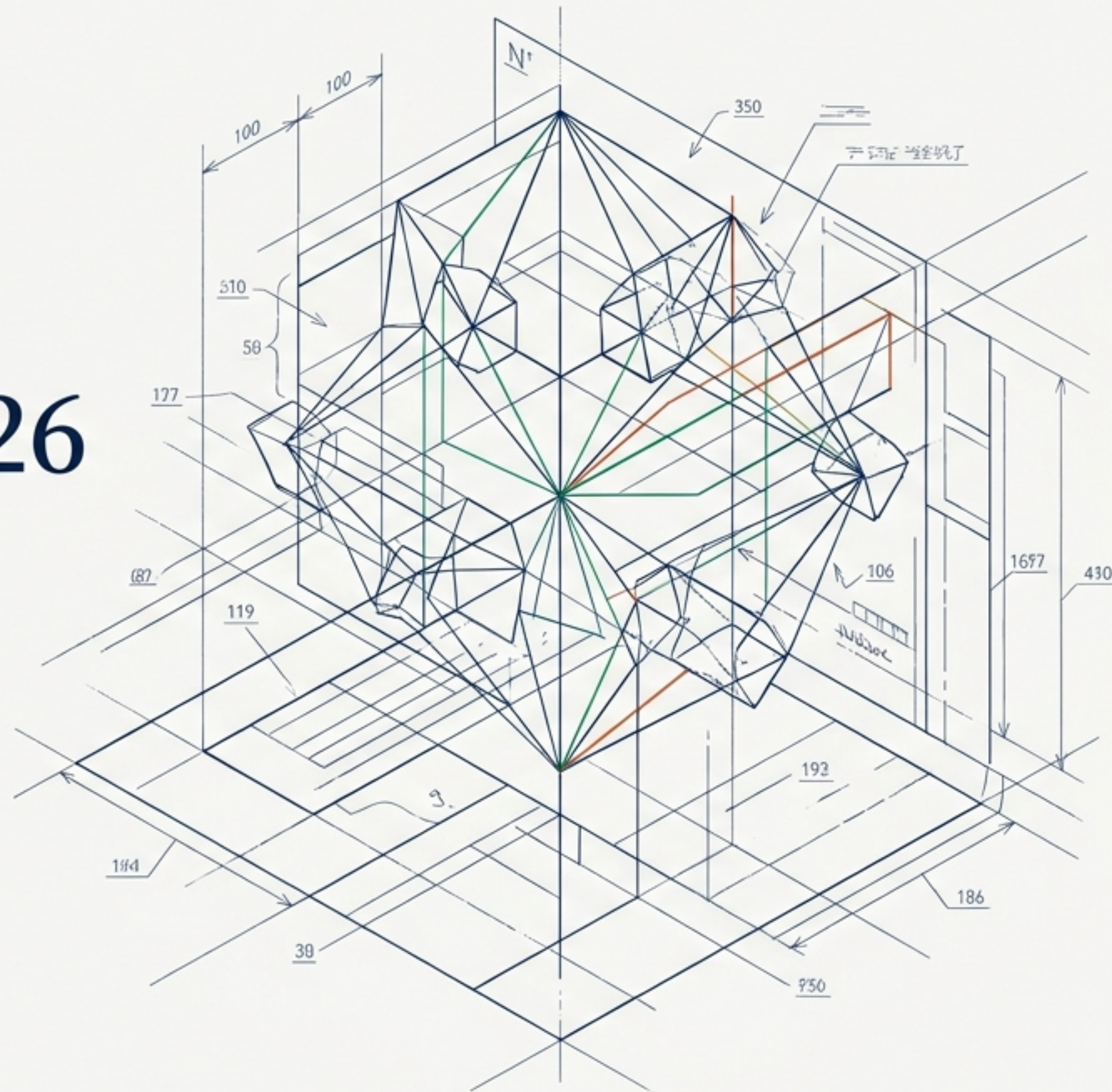


AI自律発明と 特許保護の最前線 2026

法解釈の確定から、
産業競争力を左右する
「ルール形成」のフェーズへ

知的財産戦略研究所



Executive Summary: 2026年、知財戦略の転換点

01



「AIは発明者になれない」は決着済み

最高裁決定（2026年3月）により、主体的論点（法解釈）は終了。焦点は「客体的成果の保護」という立法論へ移行。

02



産業界を二分する「攻め」の対立

莫大な投資回収のため保護を求める製薬業界と、海外テック企業の特許乱発を警戒する電機・自動車業界による鮮明な意見対立。

03

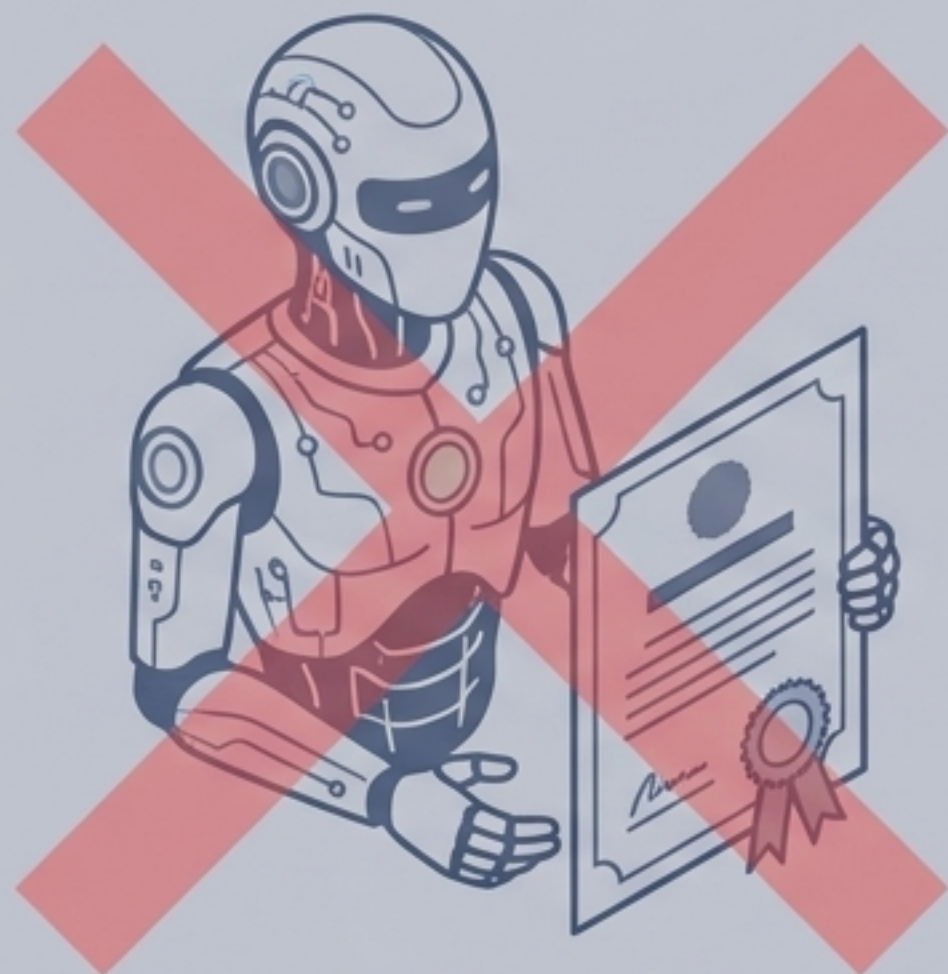


「人間中心」の記録プロセスが急務

当面は「AI利用発明」としての権利化が必須。人間がいかにAIに寄与したか（プロンプト・検証）のR&D記録体制の構築が勝負を分ける。

議論の前提：「主体的地位」と「客体的保護」の峻別

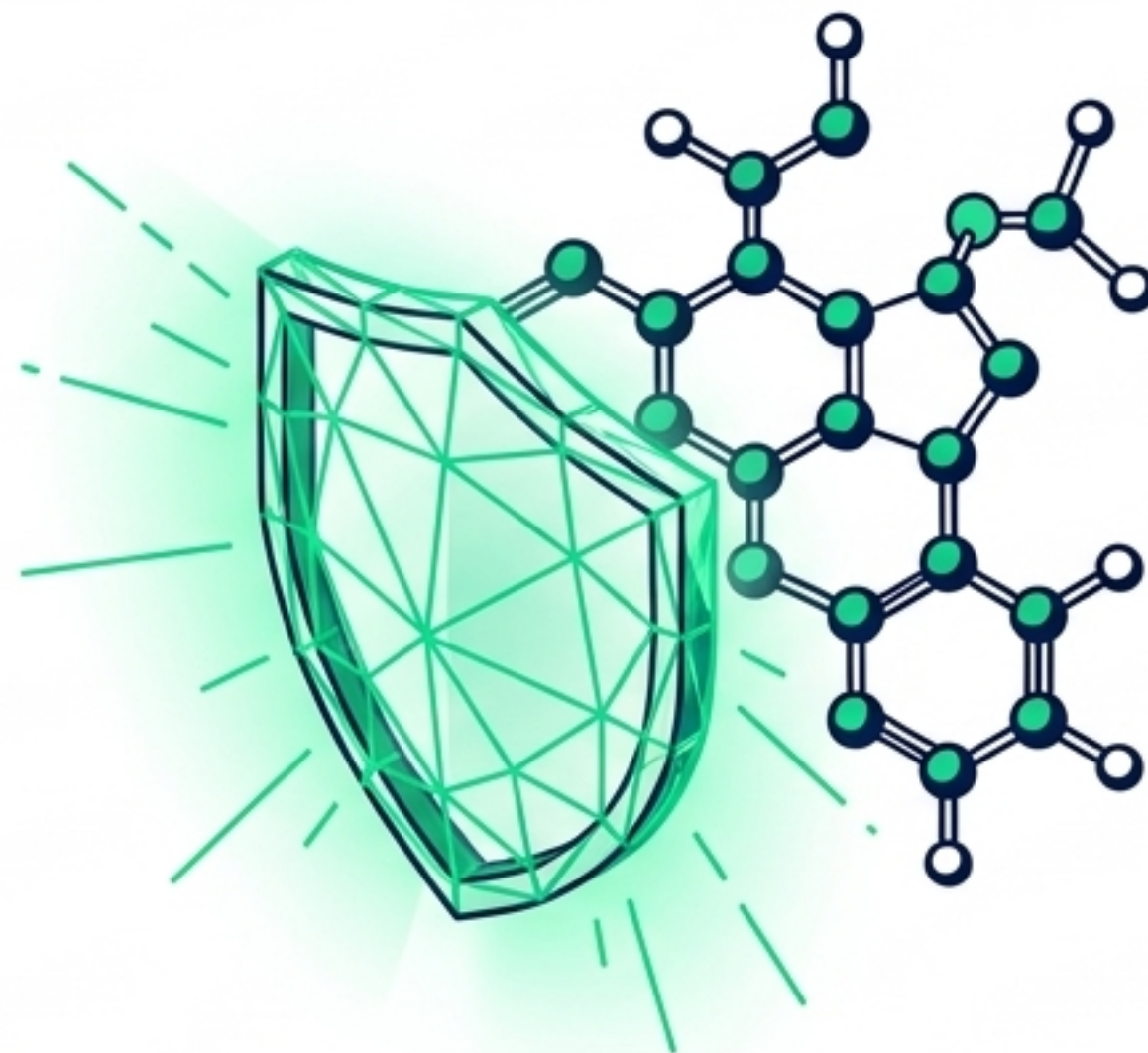
論点A 「AI自体を発明者と認めるか？」



【決着済み：NO】

2026年3月最高裁で確定。AIには権利能力がなく、自然人絶対原則は日米欧で一致。本資料ではこれ以上扱わない。

論点B 「AIの生成成果を特許で保護するか？」

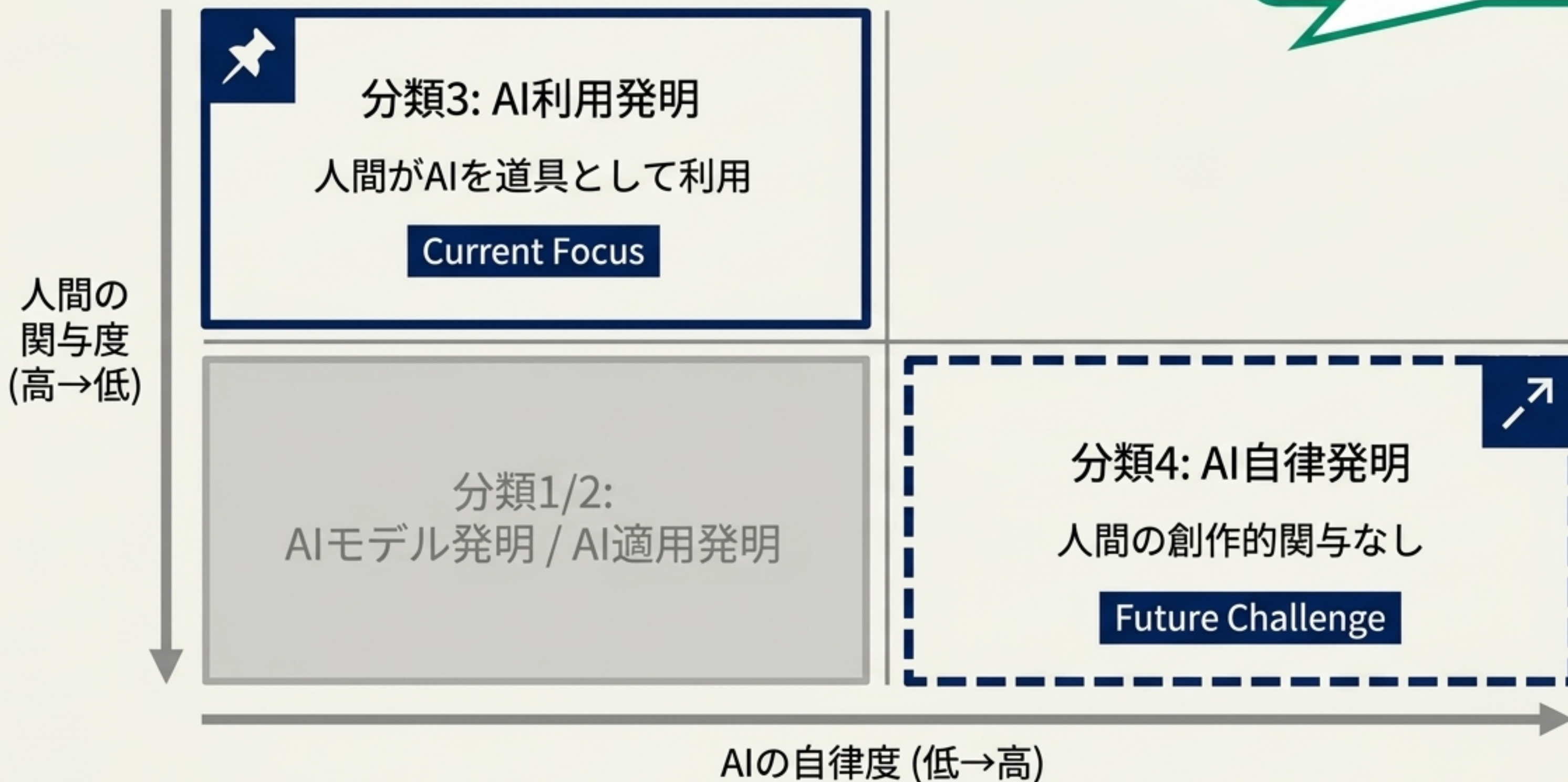


【現在進行形：YES/NOの政策議論】

AIの関与による有用な技術的成果（新薬・新材料）に排他権利を与え、投資を促すか否か。本資料のメインテーマ。

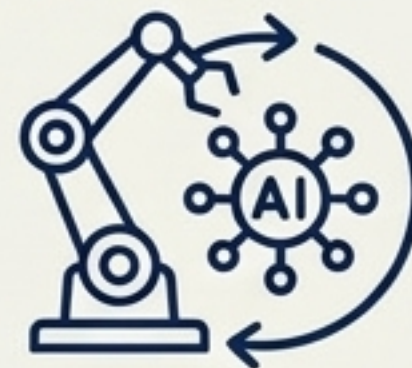
AI発明の現在地：「利用」から「自律」への移行

知的財産推進計画2025/2026では、分類3の明確化と分類4の立法論が最重要KPIに設定されている



「完全なAI自律発明」は存在するのか？

中長期



自律駆動型実験システム
(クローズドループ) の出現。
ロボットがAIを運用し検証を
自動化する構造的課題へ



自律駆動型・実的に出現。
ロボットがAIを運用し検証
を自動化する構造的課題へ



インサイト：
完全自律発明は『すでに顕在化した問題』ではなく、
『中長期的に到来する構造的課題』である

現在

壁打ち相手としての生成AI・MI（マテリアルズ・インフォマティクス）活用。
完全自律は『おとぎ話』レベル（法学者の評価）

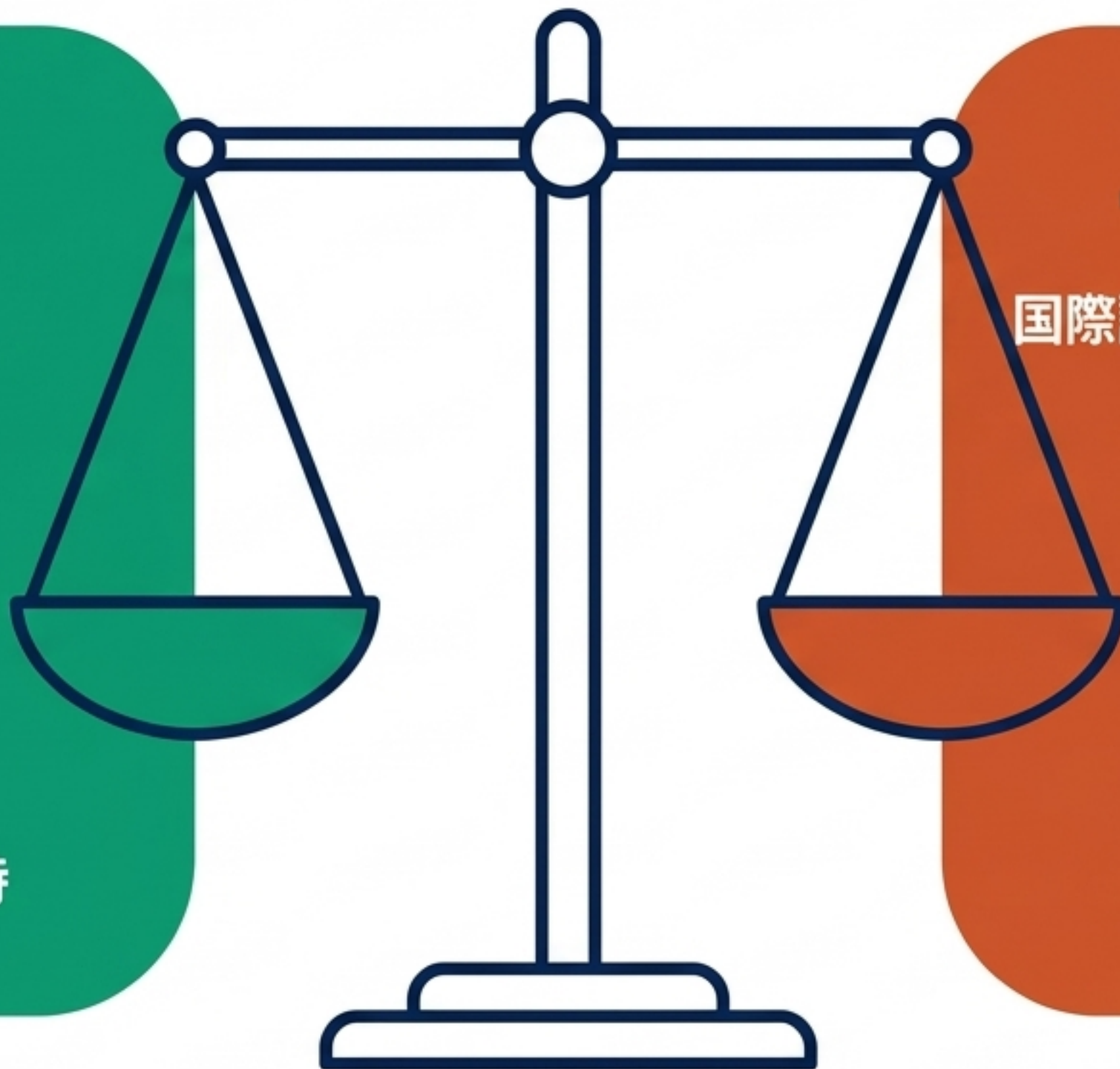
【対立】 権利化を巡る業種間対立：製薬 vs 電機・自動車

製薬業界

保護に前向き（権利付与）

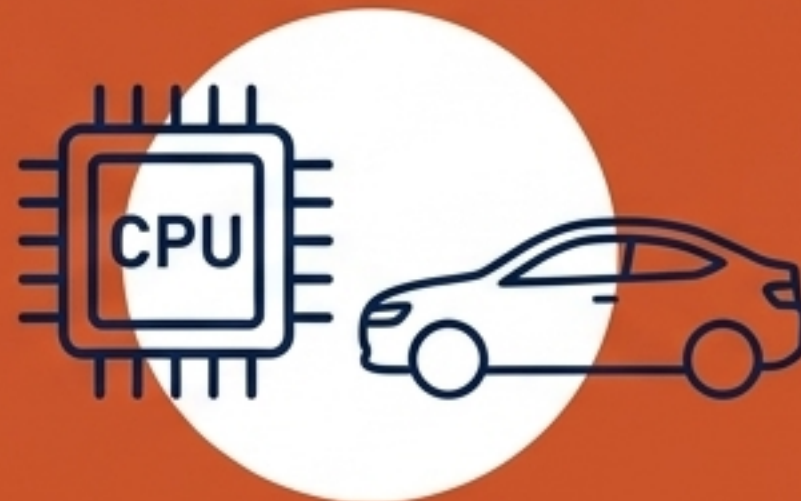


投資回収の確保、
創薬イノベーションの維持



電機・自動車業界

国際調和・慎重（過剰保護の防止）



インセンティブ不要論、
海外テックによる独占警戒

※特許庁ヒアリング調査（11企業・5有識者）において、賛否が完全に二分

深掘り①：なぜ製薬企業は「保護」を強く求めるのか？

フェーズ1（探索）
AIによる候補物質の自律生成
（低コスト・短期間）

キーメッセージ：
AIが着想を自動化しても、実用化への
莫大な投資（死の谷）は残る。
特許による投資回収システムが崩壊すれば、
AI創薬への動機付け自体が失われる。

特許（排他権）による投資回収

死の谷
(Valley of Death)

フェーズ2（治験・承認）：非臨床・臨床試験に数百億～数千億円の投資リスク

深掘り②：なぜ電機・自動車業界は「保護」を警戒するのか？

海外巨大テック

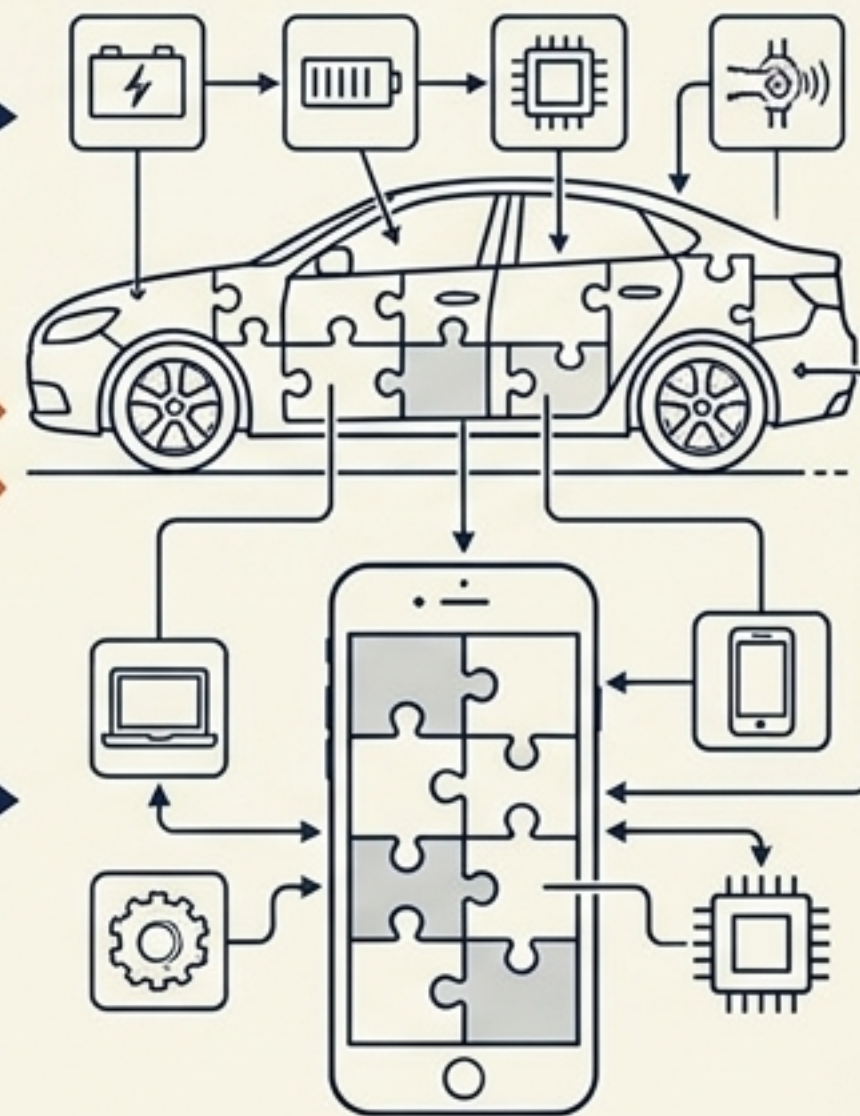


圧倒的計算資源による
特許の機械的量产
(特許工場)



キーメッセージ：
AIには独占のインセンティブは不要。
資本と処理能力に勝る海外勢に網羅的な特許独占を
許せば、日本独自の自由な開発競争が窒息する。

日本企業



多数の要素技術の
組み合わせによる製品開発

産業界のコンセンサス：「攻めの独占」で対立、「守りの防衛」で連帯

論点	状況	意味合い
AI自律発明の保護 (権利付与)	【対立】	製薬 vs 電機・自動車
発明者認定・開示要件	【多数合意】	現行基準で対応可能、 過度な指針化による負担を懸念
引用発明適格性 (他者の特許化阻止)	【全員一致】	技術的に妥当なら先行技術 として認めるべき
先使用权の成立 (自社の事業継続)	【多数合意】	AI自律発明の実施者にも 事業の自由を守る防波堤が必要

サマリー：他者の不当な権利化を阻む（29条）と、自社の事業継続を守る（79条）
という防御的局面では産業界全体が強固に一致

特許法第29条のパラドックス：AI生成物を除外する危険性

シナリオA: 引用発明として認めない場合



1. AIが技術を自律生成・公知化



2. 第三者（自然人）が後から
同じ技術の特許出願



結果: AI生成物は「発明」ではない
ため新規性を否定できず、
第三者に特許を奪われる

(不合理な結果)

シナリオB: 引用発明として認める場合



1. AIが技術を自律生成・公知化



2. 第三者が後から特許出願



AI生成物が先行技術（引用発明）
として機能し、後願を排除

(適切な防衛が成立)

結論：AI生成であることを理由に先行技術から除外すると、
特許法体系全体の整合性が崩壊する

第79条の防波堤：先使用权と事業継続の防衛

自社

AIによる技術の
自律創出

(営業秘密・ノウハウ
として秘匿)



国内での事業の準備・実施
(工場稼働)

他社

同一技術の特許出願

特許権取得

権利行使



先使用权のシールド

AI自律発明であっても『独立して完成させた同一内容の発明』として先使用权を認めなければ、企業のAI利活用と事業化への投資が著しく萎縮する

現行法での実務対応：「AI利用発明」としての自然人認定

人間の貢献度メーター

Low (拒絶リスク)

Medium

High (特許取得可能)

単なる課題の提示
AIの出力をそのまま認識・評価

特定の解決策を引き出すための
プロンプト構築・設計

AIの出力を利用した
実験の成功（実用化）
特定課題解決のための
AIモデル自体の設計

✗ 発明者とは認められない

✓ 重要な貢献（創作的関与）あり
＝ 自然人を発明者として認定

Takeaway: 当面の間は、AIを『高度な道具』と位置づけ、
人間の関与を最大化・証明するアプローチが必須

アクションプラン：R&D記録の体系的保全

過度な指針化による「発明者不在リスク」の回避



Check 1: 課題設定プロセスの記録

人間がいかなる技術的課題を特定し、AIに入力したかの証拠保全



Check 2: プロンプト・エンジニアリングの記録

出力情報を引き出すために、どのような適切なプロンプトやパラメータ調整を行ったかの履歴



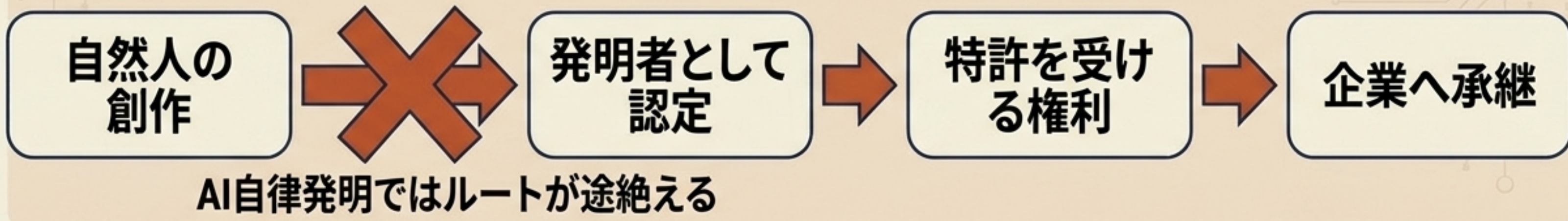
Check 3: 検証・実用化プロセスの記録

AIの出力候補に対し、人間がいかなる追加実験・評価を行い、発明を完成させたかの立証データ

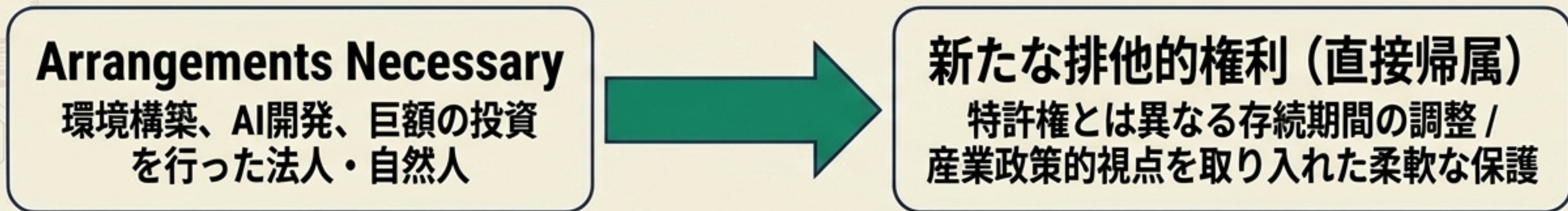
警告: 過度に厳密な発明者認定は『発明は完成したが誰も発明者になれない』特許不取得の事態を招く。柔軟な認定を引き出すためのプロセス記録が急務。

未来の制度設計：AI自律発明の「権利帰属」の再設計

現行法の構造 (Traditional)



新法構想 (Future Blueprint)



製薬（投資回収）と電機（独占防止）の要請を
両立させる、AIを発明者にしない第3の道

結語：「人間中心」と「AI推進」の両立へ

知的財産推進計画2026およびJPO AI
ビジョンが示す通り、日本の知財政策は
『人間中心の原則』と『AI利活用の最大化』
の同時達成へ舵を切った。

AI自体への権利付与という法学的な幻想
から脱却し、産業競争力を最大化するため
現実的なルールメイキングと、企業内
部での証拠保全体制の構築こそが、
次世代の知財戦略の核となる。